

第4回 第3分科会会議録（概要）		場 所	新宿区役所 第二分庁舎 2-①会議室
日 時	平成17年8月2日 午後6時30分～午後9時00分	記録者	【学生補助員】 蛇石、大音
		責任者	区事務局（黒澤）
会議出席者：55名 傍聴者0名 （区民委員：43名 学識委員：2名 区職員：7名 コンサル：3名）			
<p>■配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3分科会(第4回)次第 ・本日の資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料1:新宿の住宅と住環境 資料2:まち歩きを検討について ・第3分科会(第3回)議事録(概要) ・第3分科会(第5回)開催場所案内 ・「新宿まちづくり学」講座のお知らせ ・質問、意見カード <p>■進行内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 まち歩きを検討について 3 新宿区の住宅と住環境について 4 3の説明を受けて質疑応答 <p>■会議内容</p> <p>【発言者】●:区民委員、◎:学識委員、○:区職員、▲:コンサル</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 <ul style="list-style-type: none"> ◎ :まず最初に資料確認になります。 ○ :皆さんこんばんは。それでは資料の確認をさせていただきます。 (配布資料の確認及び説明) ◎ :それではちょっとだけ前回は振り返りたいと思います。前回は最初に中山区長さんのメッセージということで、新宿区まちづくりランドデザイン、歩きたくなるまちについて、解説をいただきまして、その後景観について、皆さんのお話を含めて議論しました。その中でいくつか新宿らしいプロトタイプという景観がどうもあるのではないか、景観とは何ぞやなどその場で議論があったと思います。そうした景観に対する認識が高まってきていて、景観法であるとか景観条例を活用してきたものが前向きに捉えられてはいるが、建築の自由と言う原則の中で、必ずしも景観法とか景観条例だけでは捉えきれることが全ては出来ないという状況がある。実際に絶対高さ等のいろんなツールを駆使しながら、現場ではやっていると言う話がありました。同時に景観のマスタープランや方針と言ったものが 			

非常に重要だ、というようなことがその場では共有認識になったかと思います。では、今日の次第ですが、まず最初にまち歩きの進め方をこれから30分程度、先にやりたいと考えております。その後の今日の勉強会のテーマは、「住宅と住環境」、それから地区計画などをキーワードにしたまちづくりといったことについて、今日は新宿区の住宅課の方、建築調整課の方、地区計画課の方に説明をいただきまして、その後ちょっと休憩を挟んだ後に、ディスカッションをしていきたいと考えております。これまでのところよろしいでしょうか？では、まち歩きについて邑上さんのほうからお願いします。

2 まち歩きの検討について

▲ : 皆さんこんばんは。今回はまち歩きについて第2回目の検討になります。資料を出していただけますでしょうか？まち歩きの資料その3と言う資料になります。前は日程を決めていただきましたので、今日はそれに向かって詳細な企画を立てていただきたいのですが、ただ時間もあまりないので、今日は出来るだけ場所だとかコースを決めていただきたいと思っています。それを踏まえて、ルートや時間的に余裕があるかも含めて、事務局の方で再整理をして、次回の8月25日にそれを皆さんにまた戻しまして、確認をいただきたいと思っています。今日は時間が30分と言うことですが、それだけではまとめきれないかなあとも思いますので、9時に一応終了しますが、この会場が若干9時半くらいまで使えると言うことですので、前半でまとめられなかったところにつきましては、若干ですけど残っていただいてまとめていただきたいと思っています。それで、早もうご相談いただいているところもあろうかと思いますが、テーブルの上に各地域ごとの1万分の1の地図をご用意してございます。これは前回と同じでございます。その地図を使いながら皆さんであんな場所こんな場所に行こうという事を地図の上に記していただいて、概ね4kmから5kmくらいがよろしいかと思います。1万分の1ですので10cmが1kmと言うこととなりますので、概ねそれに対応するように設定していただきたいと思っています。それから集合場所につきましては今のところお手元の資料に書いてございますが、各特別出張所を今のところ予定しております。前回、まち歩きをした後に皆さんで感想なり何かをしようということで、会場を探しているんですが、残念なことに50名規模の会場が見つからないんです。今のところ最後に皆さんで意見交換をするのがちょっと難しいと思っています。ただもう少し探してみますので、とりあえず設定としましては特別出張所集合、そこで解散というような形をお願いしたいと思います。各テーブルに世話役の方が入っていただきまして、世話役の方と確認していただきながら進行していただきたいと思っています。それでは今から25分、7時5分まで、前半の検討をお願いしたいと思います。質問は随時世話役の方におっしゃってください。お願いします。

(各グループでまち歩きのルートなど検討)

◎ : それでは、勉強会のほうに入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか？今日のテーマは「住宅と住環境」です。非常に私達の生活に一番身近なところにある重要なテーマだ

と思いますので、どうかしっかりと議論の方、宜しくお願いします。

3 新宿区の住宅と住環境について

①新宿区の住宅について 区担当者

②新宿区の住環境について 区担当者

○ :持ち時間が15分くらいですので、まずさっと新宿区の住宅施策について解説をさせていただきます。

住宅

I. 新宿区の住宅政策の始まり

平成3年 「住宅及び住環境に関する基本条例」策定

平成5年3月 条例に基づく「住宅マスタープラン」(住宅基本計画)策定

II. 住宅を取り巻く状況の変化

① 急激な人口減少の沈静化

② 高齢化・少子化の進行

③ 世帯数を上回った住宅戸数

④ 分譲住宅の供給戸数の増加と持ち家の増加

⑤ 民営借家における最低居住水準未満世帯の減少

⑥ 下落傾向にある住宅地の地下公示価格

①急激な人口減少の沈静化

バブル期に急速に人口減少→平成9年あたりから人口の回復

外国人を含めると新宿区の人口は約30万人

②高齢化・少子化の進行

昭和62年:15歳未満が13.2%、65歳以上が11.5%

↓

平成17年:15歳未満が8.7%、65歳以上が19.2% →アンバランス

③世帯数を上回った住宅戸数

住宅戸数:154,410戸

居住世帯のない住宅数:35,590

世帯数:151,201世帯(平成15年) →住宅戸数が世帯数を上回っている

⑥下落傾向にある住宅地の地下公示価格

平均地価は平成3年以降下がってきている

④分譲住宅の供給戸数の増加と持ち家の増加

平成15年:分譲住宅の割合が突出、分譲マンション増加

所有関係では持ち家が増加

III. 新宿区「住宅マスタープラン」…計画期間:平成10年度から平成19年度

i. 内容(住宅政策の基本目標)

- ゆとりある住空間の形成

- 住み続けられる多様な住宅の確保
- 高齢者や障害者等が安心して暮らせるための住宅、まちづくりの推進

ii. 施策の展開方向

- 公共住宅の供給の推進
- 高齢者・障害者等に対応した住宅施策の推進
- 良質な民間住宅の供給誘導
- 区民の居住継続支援と既存住宅の適切な維持管理

住宅マスタープランは平成10年に作られた⇒見直しの必要性

「新宿区住宅まちづくり審議会」が基本条例に基づき設置される

- 学識経験者、区民等で組織
- 平成16年12月、「これからの住宅政策のあり方」について答申
- 住宅施策の見直しを行う

住宅政策、見直しの視点

- i. 定住対策から生活充実に向けた住宅施策への転換
 - 人口が増え定住対策の必要が薄れた
- ii. フロー(新規供給)重視からストック活用重視へ
 - 今ある住宅をどのように有効活用していくか
 - 住宅を新規に建てると維持管理をしなければならない
- iii. ハード重視からソフト重視への転換
- iv. 地域特性に応じた住宅まちづくりの推進
- v. 安全で快適な住宅、住環境の形成
- vi. 民間住宅市場の活用(規制、誘導、仕組みづくり)
- vii. 区民、事業者、NPO 等との連携、協働と区のコーディネーター機能の向上

IV. 住宅施策の課題

i. 良質な住宅ストックの確保

- 住宅リフォーム促進
 - 高齢化社会対策としてのバリアフリー
 - 東京において緊急課題となっている耐震工事
- 民間分譲マンションの適切な維持、管理
 - 分譲マンション、公営住宅の量の確保
 - 老朽化、スラム化の恐れ→支援策を考えなければならない
 - マンションの管理組合を東京都が認可し、建替えを進める
 - 区でも建替えを支援していく(諏訪町住宅が建替え第1号)
- 区営住宅の計画的な大規模修繕や建替え
- 地域にある公的住宅の新たな管理方法の検討

ii. 新たな都心居住の促進

- ファミリー世帯の子育てを支援
- 介護を受けながら住み続けられる住まい
- コーポラティブハウジング、コレクティブハウスなど、連携と交流の生まれる住まい
 - コーポラティブハウジング: 企画段階から NPO や事業者、住民が知恵を出し合って住居を作る
 - コレクティブハウス: 高齢者、一人住まい、ファミリー層などいろいろな家族構成の方の公共スペースを作って協力して暮らす
 - 新しい住宅のあり方
- 新たな生活形態に対応した SOHO タイプなどの住まい
 - “SOHO” Small office Home office の略
 - IT を利用した住居の中で行う新しい業務形態
 - 多様なタイプの住宅の必要性

住環境

住宅系の地域が 60%新宿区にはある

住機能はかなり充実している

I. 身近な住環境の整備・改善

- i. 細街路拡幅整備事業(平成 14 年～)…42 条 2 項道路の拡幅整備を進めている
- ii. 道路とは
 - 国道、都道、特別区道、私道→扱っているのは私道と区道
 - 都市を骨格づける都市計画道路
 - 戦後: 計画延長 77km、完成 45km→6 割弱しか完成していない
 - 細街路(生活道路)の整備、拡幅
 - 4m 未満の道路を 4m にする
 - …建物建替時に道路中心から両側 2m ずつセットバックする
 - 目的: 防災、コミュニティーの確立、地域の安全、快適な環境に不可欠な都市基盤
 - 事業規模
 - 区道で約 100km、私道で 125km、網の目のように細街路が走る
 - 拡幅対象約 450km を年間 5km ペースくらいで拡幅
 - 事業の進捗に従って協力が得られやすくなるのでは…30 年、40 年で黙っていてもセットバックしてもらえる街になると考えている

II. 建築紛争から見たまちづくり

- i. 建築紛争の原因
 - 都市計画から
 - 日照障害・圧迫感、景観・みどり等まちの環境と建物、ワンルームなど

の用途規制

- 生活環境の保全
プライバシー、生活のルール、工事騒音・電波障害
- 建物の大きさ(建ぺい率、容積率、高さ)が都市計画で決められている
基準ぎりぎりの建築はプライバシーや日照などの問題を起こす
- まちとの調和
景観・みどり、ワンルーム条例、用途地域指定

ii. 複雑化する建築紛争内容

- ライフスタイル、価値観等が多様化している
- 都市型住宅のイメージが紛争関係者で違う
どういう風に住むのか、どういう建物に住むのか、考え方が少しずつ違ってくる
- 旧住民、新住民、世代間の感覚が複雑化
- 建築反対運動から始まる連帯感
- 地域と大規模建築の関係、調和が複雑化
大規模建築はその建物自体が1つのコミュニティーになる既存のコミュニティーとの関わり

iii. 建築紛争の防止に向けて

- 建築紛争の未然防止
紛争が起きてから規制をかけても遅い
- まちづくりのルールを住民で考える
都市計画に反映していく
- コミュニティーの発展

III. 実例で見るまちづくり事例と課題

細街路や木造密集地域の対処法として再開発が考えられる

i. 西落合4丁目の例

- 区画整理は戦前に行われた
- 敷地規模が比較的広い低層住宅
- 相続などで敷地の細分化が心配される
- まとまった敷地後にワンルームマンション建設で建築紛争
→良好な住環境をどう風維持していくのが課題

ii. 北新宿4丁目の例

- 昭和43年に区画整理事業完了
- 敷地の高度利用が優先される
- 結果として問題が発生

→いくつかのビルで建築紛争が発生している

コミュニティーの変質…住民の多様性、考え方が変わってきている

⇒まちづくりのルールを決めて建築紛争、住環境を改善していきたい

- : 駆け足でご説明をさせていただきましたけれども、出来るだけ紛争のないようなまちづくりを皆さんと一緒に作っていききたいので、宜しくお願いします。
- : 勉強会の最後になります。次は地区計画のビデオをご覧いただきたいと思います。時間は10分でして、今の内容でありましたように、住宅あるいは住環境あるいは建築紛争等々ありますが、それらを解決する為の一つのツールとして、地区計画と言うのがあります。まちづくりの現場に行く際には必ず我々がこれを携えて、まちに行かせて頂いております。ご覧いただければと思いますので、宜しくお願いします。

地区計画

i. 地区計画とは

- それぞれの地区の特性に応じてより良い都市環境を作るために、必要な事項を定める地区レベルでの都市計画
- 施設や建物の建て方のルールを定めることができる

まちづくりに関する法律: 都市計画法、建築基準法

昭和55年…都市計画法の中に地区計画という条項が加えられた

ii. 内藤町の地区計画

- 用途制限、建物の高さ制限が定められている
- 新たに建物を建てる場合には塀を生垣にする、といった細かい決まりもある
- 地区計画の制定には、住民主体の話し合いが不可欠

iii. 地区計画の構成

まちづくりの方針、地区整備計画(具体的な内容)で構成

- まちづくりの方針: どんなまちにしたいのか、その目標
- 地区整備計画: まちづくりの方針を実践していく為の詳細な概要

まちづくり相談員…確かな専門知識をバックアップする、まちづくりを目指す地区の要請に応じて専門家を派遣

- ◎ : では、前半ここまでで終了と言うことで、短くて恐縮ですが、8時5分から後半のディスカッションを始めたいと思います。よろしいでしょうか？それでは、休憩します。

4 3の説明を受けて質疑応答

- ◎ : それでは、そろそろ8時5分ですので、ディスカッションの時間をとりたいと思います。住宅と住環境、両方とももちろん深い関係はあるのですが、最初住宅だけ、それから住環境、それから時間がありましたらその方向的なものということでお話を進めていきたいと思いますので、最初住宅の説明について質問等ありましたら、住宅についていかがでしょうか？

- : 区営住宅がありますが、くじ引きで助成者が決まるというような内容です。平成 16 年の時に大体 96 倍です、区営住宅が 96 倍。96 倍とは 100 人に 1 人です。だから 100 人に 1 人だと残りの 99 人はあいもかわらず汗をかいている。それで生活するわけです。区営住宅というのは、本当に行政がやるものなのですか。非常に疑問に思います。
- ◎ : まず、区営住宅そのものについての疑問です。いくつか質問をまとめてからと思いますので、他にいかがでしょうか？
- : 1つ質問というか聞きたいことなんですが、先ほど住宅についていろいろご説明がありましたが、その時に地域特性に応じた住宅の推進や安全で快適な住宅など、それから良質な住宅の確保といろんなきれいな事と言っては失礼けれども、並べ混ぜた事をいろいろご説明ありましたが、現実の問題として、私達が住む、先程 1 番最後に示された先人が交通整理をやられた、非常に新宿の良好な西落合という地域なんです、1 区画が、例えば 100 坪ぐらいのゆったりと住んでいた方がある日突然土地を売って、そこにごそごそと 4 つか 5 つの住宅が詰まってできるというようなことは非常に住む人間が、先ほど快適な、良好なという言葉からも外れるし、景観上からも非常に悪いことで、良くないことです。それはなぜかという、1 つには、税制の問題があります。そこら辺のところを住宅政策の中でどういうふうにとらまえて考えておられるか。ただ、建築基準法とか云々とか、そういうことばっかり突っ込んで、経済面とか国の政策、そういう風なことをいろいろ突っ込んで、遡って考えていかないと、ただわーわー言っているもの作りたい、ゆったりしたいもの作りたいと騒いでもいけないと思うんです。その所をやはり行政の方もどんなふうに織り込んでいこうと考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。
- : 同じく住宅に関する問題ですが、国が住宅政策を持たなくなった。ただ作るだけという、住宅政策を持たないということは、都道府県のレベルでどうだ、あるいは市区町村のレベルでどうだと。いま区営住宅を新たに作るということを新宿区はやっているんでしょうか？ やっていませんね。ですから老朽化したものをどうするか。阪神の例を見るまでもなく、東京だって下町なんかほとんど古いところずいぶんありますね、佃だとか。いざ何か起きてから、さあ支援だと言ってもそれはすでに手遅れであって。憲法 25 条の生存権の問題について一番重要な住宅のことについて、区はどのような方針を持つべきか、持っているのか、というようなことがあって、じゃあまちを歩いてみてどういうところがどういうことと、自分の気持ちのなかでそれを整合させながら提案をしていけたらいいなと思っています。先日、住居施設の問題でずいぶん向島がターゲットになりましたが、関東大震災の後に燃えないようにということで、モルタル塗りを推奨した。瓦の屋根になって、トタンの屋根になった。しかし阪神では木造の住宅もモルタル塗りのクラック、細かいひび割れからみんな水が中へ入って、水をたくさん吸い込んで 2 階から水が入って壁まで腐らせてしまった。逆に建物レベルで 30 年も 50 年も経ってから失敗が出てくる。いま、耐火、耐火と、あるいは耐震だと言っているようなことが 30 年先まで対外的にどういいうものが結果をもたらすのかというようなことも含めて考えておかなければいけない。つまり、まちづくりの問題とい

うのは、予算の問題や住宅の問題など全部福祉の問題に関わってきますから、福祉がきちんとしていて、安心して暮らせる。それがみんな景観につながっていく訳です。景観を作るってことでそれができるわけではない。安心して暮らせる気持ちがあって初めて良い景観だということになる訳です。そういう因果関係をきちんと順序立てて考えていくことを前提にしてまちを歩いてみたい。その前に、やはりいままでに視界がどういうところにあったのか。こういうふうにしたらこういう問題は消えていくんじゃないかということも、これから考えていきたい。以上です。

◎ :では、3人の方々から頂いた意見について。

○ :それでは住宅政策についてお答えします。まず、区営住宅ですが、現在59団地、1066戸の区営住宅がございます。その中で15年度の募集状況を見ますと、倍率が平均して96.9倍ということで、ほんとおっしゃるようになかなか当たらないというような事情がございます。区営住宅もまったく建設をやめたというわけではなくて、今年度も24戸、借上型の区営住宅を作っております。今後の計画となるとまだはっきりとした計画は持っておりません。現状で言いますと、区営住宅を高い税金を使って建てたのにその恩恵をこうむる人が僅かであるというようなご批判は色々頂いています。私ども、これ以上どンドン区営住宅を作るというわけには行かない状況ですので、いかに有効な活用をするかということで、ソフト面の整備を今後考えていかなければならないと思っております。例えば継承、親が住んでいる区営住宅が子供にいつてしまうなど、そういう承継の問題や、それから例えばファミリー世帯向けに入ったにもかかわらず、子供が育った後に、高齢者ご夫婦が住んでいるなど、そのようなこともありまして、住み替えのようなものもやはり考えていかなければいけないんですが、ただ住宅というのは生活を支える一番大きな要素ですので、なかなかコミュニティーを形成している中で、住み慣れた地域を離れて、住み替えを推進するというのはやはり色々な問題も含まれており、大変な問題だと思います。そういったことも含めて先ほどのソフト面の重視というお話をさせていただきましたが、そういうことも考えていかなければいけない時期にさしかかっていると思ひまして、早急な検討が必要だという認識はしております。それから税制の問題につきましては、相続税が払えなくて、住宅が細分化しているということもございまして、これは住宅政策だけではなかなか解決できない問題ではと思っております。国の住宅政策ということですが、国は法律に基づいて、5カ年計画を立てておりまして、現在がその8期目にあたっております。それが平成17年度で終了して、国はまた新たな状況を踏まえて、新しい法律を策定し、新たな住宅の計画を作るということを私ども自治体の方にも説明しておりますので、そういった動向を見ながら国や東京都と協力しながら今後も進めて行きたいと思っております。それから福祉部門とも協力しながら高齢者や障害者、ひとり親の方向けの良質な住宅の提供というものも今後の課題だと思っております。

○ :老朽化した住宅の建て替えということですが、先ほども申し上げましたように、大規模修繕や区立住宅については、計画的に行っていかなければいけないと思ひます。

◎ : 住宅政策や住宅の問題は、今一生懸命答えていただいたんですが、歴史的に見るっていうのも変ですが、日本では都市計画という大きな分野の中に住宅というのは入ってなかったんです。今でも入ってるのかと言われると難しいのですが、要は住宅というのは公営住宅だけ行政がやればいいと、それ以外はまったく自由で民間市場に任せればよいと極端に言っている。今まではそうだったんです。ところが、公営住宅と民間住宅というように分けてやってるだけではどうしようもない。住宅と住環境と分けたけれども、結構相続税の問題なんかのご指摘もまったくそうですが不可分なんです。それに、いわゆる公営住宅に入っていた方々とそれ以外の方々とそんなに差があるのかというと、いろんな生活の方がいらっしゃるんで、全体の住宅政策をどうするかと話が問われているし、それは各区、あるいは私は東京都のレベルでもないと思います。本当は、区によってかなり状況が違うので、区によってきちとした住宅政策を持たなければいけない。私はまあ勝手な意見で言えば、今回の都市計画マスタープランだけではなくて、基本計画の方にも新宿区民の立場で、新宿区の住宅というのはどういうふうに考えるかということ、やっぱり少し考えていただいて、多分お話があったんだろうと思いますけども、だんだん民間に作っていただく住宅が多くなると思うんですが、その中に例えば社会住宅という制度を導入して、家賃の補助、やっぱり収入の低い方には家賃の補助を少ししていく。公営住宅に全部住んでもらうのではなくて、もう少し家賃の補助をする方向にいくというのもあるだろうし、ヨーロッパ型で申しますと、そういう社会住宅と言うんですが、社会住宅を民間業者が作る時はそういう建設補助を与える。それから社会住宅に入る方々には、その収入に応じて家賃の補助もするという形で完全な民間の市場と、公営住宅、真ん中かなり幅の広い層がいて、かつてちょっと調べた時にベルリンなんて8割から9割はその社会住宅に住んでいたと、ほんの一部が公営住宅で、ほんの一部が自由市場の民間住宅だったということもありますので、これからどういうふうに都心型の新宿の住宅を考えるかなど、かなり大きなテーマだと思いますし、それからさっき子育ての話やコーポラティブハウスなど、高齢者だけがお互いに助け合いながら住む住宅とか、そういうものには積極的にもっと助成金を出していくというタイプにきっと変わっていくのではないかと思います。それはライフスタイルがどういう風になっていくかって事によって随分と違いますので、ですから是非その辺も1グループ、2グループ、提案グループを作っていただいて、考えていただければと、私はちょっと思っています。

◎ : 住宅の方でご意見等もうよろしいでしょうか？

● : 大規模マンションや高層マンションがどんどん増えています。大規模マンションや高層マンションというのはいろんな意味で弊害がある。多くの人の、いやその街の景観の重要な要素になります。それをある意味で汚していくわけです。それからヒートアイランドの原因にもなりますし、大体人間が高いところに住んで、本当にいいのか、人の暮らしとしてです。そういうことにヨーロッパでもかなり前から疑問を持たれて、あんまり高いものを住宅として作るべきじゃないという、ドイツの場合特にそうですが、そういうことが言われています。大

規模マンション、高層マンションに関して、そういうような弊害を考えて、いろんな規制がある意味では強めていかなければならないのに、例えば今度高度制限の問題、例外として、今度説明会に行くと、あるわけですが、かなり緩やかなものに、かえって逆の方にしようというような考え方が出ています。新宿区ではそれをどういう風にお考えかということをお伺いしたい。

○ : 先日、25日号の広報で高度地区の説明会がありますということで、みなさんのお宅に配ったと思うんですが、それについては、8月の終わり頃に住民説明会がありまして、高度地区の規制内容について、もしくは緩和の方向についてご説明するわけです。1次の際はこういう形で配らせていただきましたが、この時にお約束した内容が一つありまして、1つは既存不適格、今度40m規制をかけますと、50m、60m、現実ある建物ありますので、そういう建物をどうするんですか？ということ、もう1つは広い敷地がある場合、広い敷地には広い敷地なりの基準を考えていきますよ、というお約束をしてありまして、その2点について、今回考え方がまとまりましたので、それについて8月の終わり頃に住民説明会をさせていただくような形になっております。この目的につきましては、ご存知の通り絶対これ以上の高さはいけませんよ、作れませんよという話です。例えば1000平米、2000平米ぐらいのかなり大きな広い敷地がある場合、そこにコンパクトな建物を作って、例えばこの40m規制のところ、50m、60mを作ったとしましても、周りにはかなり空地が出来ますので、そうしますとかなりまちづくりにいい影響を与えるだろうという考え方もありますので、そういうような考え方にに基づきまして一定規模以上のあるまとまった広い敷地で、コンパクトに作るような場合につきましては、高さを1.5倍ですとか、2倍ですとか、その範囲内で緩めましょう、ということをご説明させていただくわけでございます。色々ご意見があるとは思いますが、まちづくりの手法としましてもいわゆる公開空地です、皆さんのご近所に開かれたような空地を確保しながら、住環境を向上させ、絶対高さを突破してもいいですよ、というようなご説明になると思っておりますけれども。

● : そうすると絶対高度という施策を考えながら、状況によってはいいですよっていうのはすごく理想を持っておやりになると、全然現実に反して変えてしまうという役人さんの1番悪いところではないのか。ほんとに景観という、絶対高度というのを守ろうとしたら、特例は許さないくらいの勢いでいかないと、本当にまちづくりは出来るんだろうか。空地が出来たら、それは行政にとって楽ですよという、ただそれだけのことで許しちゃうのはあまりにも50年先、100年先のこと考えたら意味がないことです。馬鹿だなあとと思われると思いますよ。

○ : 補足させてください。先程説明しましたのは、そういった形の大規模敷地ではそういった場合もありうるという形です。それは、ただ何でもそういったものを全て建てられますという話ではないんです。

それは建築審査会で認定を行う、という形になっております。住環境にそれが資するものであるかどうかをきちんと審査会の意見を聞いて、それで区が認定を行うという形になっ

ております。

- : 審査会はどこにあるの？
- : 新宿区にあります。新宿区に建築審査会というのがあります。そういった形のもので、周辺環境などを考えた場合、形で作るということになります。あくまでも今回絶対高度を導入するというのは街並みで、それが都市マスタープランに基づいて、低中層のエリアや低層のエリア、中高層のエリアなど、そういった住環境のエリアを定めましたが、それが今まで実効性がどうしてもなかったんです。実際に今までの建築規制を受けますと、例えば最高の面でも、今まではこうある程度高いものが建たなかったのが、天空率など、そういった要素が新しく入ってくることによって、高いものが建つようになってしまったんです。そうするといくら低中層の市街地だというふうに都市マスタープランで言っても、それが現実の効力を持たない、それではいけないだろうということで、まず一步を踏み出そうという形で、今回作った高度を導入するという形のものになっております。そのようにご理解いただければと思っております。
- : それは出来ない。だって 50 年先、100 年先のまちづくりを考えながら、この時点で特例を許すというのは全然理解できない。
- ◎ : まあ前回も景観のところ、その高層マンション、高層住宅についての話題が出ましたし、今日の住宅のところでも出て、私自身も迷うところですが、ただ彼が言う様に、絶対高度を今回定めようというのは、私はいいいことだと思います。その例外をどうやって外すのか、その例外をどこまで認められるのかということは、もうちょっと研究してみましよう。その 1000 平米だと 2000 平米だとおっしゃって、これ結構大きな違いであるし、1000 平米だとじゃあどんな風にまわりがいい影響を与えるのか、実際に例えば現場を見てみて、40m、50m 外して 60 にすることによってどの程度のメリットがその敷地の中にあるのか、私もまだよく分からないので、今なんとも言えません。でもここでやり取りしていても仕方ないので、その為に現場に行って見て、じゃあ 2000 平米なら確かにいいところがあるのか、ないのかを是非、提案の中でやりましよう。その為にはいろんな資料を出して下さって、今内部で検討されている、じゃあこのくらいならばこういう風に出来んじゃないとか、例えばこういう施設をそこに導入することによって、住宅と他の公共施設ですか、あるいは福祉施設なんかを作ることによってメリットが出るならば、少し認めようとか。これはまあ、勝手なことを言ってるわけですが、なにかお考えがあると思いますから、それ研究テーマに是非したいと思えます。
- ◎ : どうでしょうか？
- : 区道なんだけれども、50 年 60 年、僕が子供の時からまだ出来ないあの高田馬場から西武新宿のところまでのいつまでも道路予定地の落ち着いたまま、周りに住んでいてもいやでしょうがない。大体やる気があるのか聞きたい。それと、本当に身近な話だけれども、住居地域の中に風俗ではないってだけで、飲食店だということで、24 時間営業を許可されているのがあるが、あっちこち沢山。実態はカラオケ屋。夜中じゅうガンガン音

がする。そういうのは恐らく区役所や警察にも沢山苦情が入ってると思うが、そういうのも取り締まる気があるのと聞きたい。それから最後にもう一つ、細い道路を広くすると言ったが、3mを7m、8mにして、車がすれ違うとか、そういうことならいいけど、3mを3m70だ4mなんかにしたって、一方通行には変わりないんだし、むしろ放置自転車とか放置バイクの巢になるだけで、そんなの意味ない。軽自動車が通れりやもうそれでいいわけ？資源は、新宿区だって無尽蔵ではないんだから、人だって金だって。そんな所に資源を割くんだたら、もっとやることがいっぱいあると思う。車が通れる道路はもういい。阿佐ヶ谷だとか高円寺だとかもう自転車しか通れないようなひどいところはまた別。でも、車が通れりやそんなところはあともうやることはない。さっき見た80年たたなければできないとか、うちの近くのあそこの道路じゃないけど、そんなところに資源を投入するって言うのは無駄遣い。そんなことやめなさいって言いたい。以上です。

● : ちょっと今の関連の質問です。

役所の方ご存知かどうか、先日、私シンポジウムに出ました。佐藤道路局長、国交省の方が今まで道路を作ってきた、その反省ということを述べたんです。これからは、要するに人間が歩く道路は土にします。アスファルトやレンガや、そういうものは使いませんと。土にしますということを道路局長がその時言ったんです。それで司会者は本当ですかと言ったら、本当です、歩道は土にしますと。これは新宿区の方針としてはどうなんですか？そういうことを公に言ってるんです。テレビでも言いました。私はシンポジウムテレビでも出ましたから。いかがでしょう。

○ : いろいろとお話を聞きましたが、計画道路につきましては、おそらく72号線のお話ですか？

● : 西武新宿の土手のわき。

○ : ごみの中継所の沿ってくる道路ですね。

● : そう。

○ : 72号線と言いまして、今お金がなくて全然手つかずだったんです。途中まで終わって今の予定ですと、私の聞いている範囲ですが、大久保通りまで事業計画決定されてまして、そろそろ大久保通りまで用地買収を始めると聞いております。

● : どこから大久保通りまで？

○ : ごみの中継所がありますが、ご存じありますか？そこから大久保通りまでです。確か平成20何年かにかけてです。いずれにしても、用地買収を進める予定で、そのような計画事業になっています。

● : 用地買収は終わって、大久保通りから職安通りまでの所で、あそこはあばらやになっていて何とかすべき。あそこは資材置き場だとか…。

○ : 今おっしゃっているのは、大久保通りと職安通りの間ですか？

● : そこは、もうできている。

○ : 大久保通りと職安通りの間は、まだ全然できてませんよね？

買収はある程度してるかもしれませんが。

- : 空き地になっている。毎朝通っているから。
- : ちょっと待ってください。新大久保と先ほど言ったごみの中継所…。
ではなくて、南側の方ですね。
- : だから、できるところからどんどん進めて。
- : できるところから買収するというような話になると思うのですが。
- : 買収は終わっている。もう空き地になっている。
- : 買収の最中なので、完全に抜けないと道路として使用しないという話になっているんです。
- : 誰が？
- : 道路管理者がです。一般の通行に障害ですとか危険が及ぶと判断…。
- : そんなことはない。大久保通りという広い道路、職安通りという広い道路がつながっているのだから何の支障もないはず。
- ◎ : あまり個別な話になると、みなさんが聞いているのは、それを道路政策とか住環境の政策として、どう考えているのかが重要なので。
- : 納得できない話をするから言っている。
- ◎ : だから、それを政策として考えましょうよ。その個別の問題は、後で別でやってください。それが悪いと言っているのではありません。
- ◎ : 次の24時間営業の話ですね。
- : カラオケの話でしたね？おそらく私も、どういう所で、どういう風なカラオケがされているのか細かい内容は知りませんが、そういう問題も先ほど言ったような住環境の話と密接に関係すると思っております。
その規制の方法があるかないかの話になりますと、ちょっと建築確認の方と連携しないと分からないのですが、用途が違反しているならば、それは違反という形になりますから、取り締まるという話になります。それから、先程の細街路の話ですが、最終的には私どもは4mにすると考えています。
4mになりますと、かなり車のすれ違いが可能になりますので。私どもの方は建築基準法にも書いてございますので、それに従って4mにして、みなさんの生活の利便性を上げたいと…。
- : リソースが限られているんだから、もっとプライオリティ上げてやることあるのでは？
- : それから、建物の建替えの動向。それに合わせてやるという話になっていますので。
- ◎ : 24時間営業の話だとか、そういう住環境に影響があるものが何なのかということ、まち歩きのなかですくい上げていくとか、あるいは細街路の事業をするなら、どういう優先順位ですればいいのかを少し考えていこうというご意見と思うのですが、他に多くの方からいろんなご意見いただきたいのですが。
- : 今の4mの話ですが、私が聞いた話によると、消防自動車に来てホースを通す幅が4mと

いうことで4mにしていると聞いているのだけれど。そうではないの？

- : 緊急自動車が入るようにできるだけ広げていくという考え方で進めていこうと思っており
ます。
- ◎ : いろんな視点を出したいので。少しずつ、メモはちゃんと取っておりますので。
- : いま話題になった住環境の中に、先ほど区の説明もありましたが、いろんな住宅がいろん
な形で拡大してエリアの中に入ってきて、すると、想定した用途地域を越えていろいろ住
宅も入っているわけですね。そうすると準工とかそういう所だとしても、どんどん実質的
には住宅化しているってことになると、法律上、都市計画、建築基準法の話を超えて、実
態が先行しますよね。そうすると、そこでまた新しい住宅問題が出るわけですが。その辺
は当然、先読みをされるべきだけれども、現実の方が早いときに多分いまの住環境問題
という話で、用途上、法律上はOKだけれど実態的にはOKじゃないっていうのがでるはず
です。現実に出てくるってことなんです。その辺はあまり既存の法律とかに新宿区あるいは
住民達が縛られていると、結果的にいつもわれわれ住民は行政に対して不満を持って、
行政は、それは法律で縛られているから私達はできません、と。法律外だから我慢してく
ださい、みたいな話で。業者は勝手にやって、それで問題は拡大する。それは、とてもよ
くない回り方だと思っているので、マスタープランを作る話と同時に区のいま議論になっ
ているような新しい条例なり、新しいルールなりをこの話の中で場合によっては作るんだっ
ていう、その方針について区として前向きに考えていくっていう宣言がいただきたいと。そ
うすれば、みなさんから、もっともっと積極的ないい意見が出るのではないかと思ってい
るんです。それが1点と、環境の問題と景観の問題というのが、あるときまでは一体的なの
に、あるとき突然いまの構造の問題みたいに住環境とか景観がいいから、景観的に地区と
して嫌なのに、高いものを事業者には認めるという、妙な緩和の話が出てくる。それは住
民サイドとしては、とても一貫性を持ち得ないと思うんです。分からないというのは、私も全
く同感で。やっぱり納得できない論理だと思っているんです。だから、住環境であり景観で
ありというのは、それは住民にとってはみんな一体の話ですから。ある部分総合的なと
ころについて、妙に項目だてを立てて分断するような進め方についてはちょっと気をつけ
ていただきたいという意見です。
- : 今回、都市マスタープランを改定するにあたって、こういうやり方をしているということ自体
が、区民のみなさんと共に新しいものをつくっていかうという1つの現れだと思ってい
ただければと思っております。区も実は初めてなんです、こういうやり方をするのは。前は、
区としてきちんとたたき台をつくって、それを説明会という形で出していたわけですが
けれど、今回はゼロからみなさんと共に考えていこうと思っています。ですから、ど
んどんいろいろな意見を出していただいて。幅広い意見があると思います。それを1
つのものにまとめていけたらと思っております。よろしく願いいたします。
- ◎ : 僕なりに補足させていただくと、結局、日本に都市計画なんてもともとない。日本は全然都
市計画の後進国なんです。次第に、問題があまりにも大きいので、少しずつ区レ
ベルで

も、市レベルでも、都レベルでも考え始めた。実に、都市計画後進国ですから日本は。後進国の意味は、自治体に権限が与えられていないということも意味しているわけです。ですから、僕は自治体を擁護するつもりは全然ありませんけれども、7地区に分かれたどの地区でも結構です。ここは、こんな厳しいたとえば高さ規制をして、区は50mっていうけれど、われわれは30mでいいと思っていると言って、そこの地権者の方あるいはその住民の方みんなそれで合意してきたら、区に都市計画の提案をして、それでNOということはいけないわけですよ、基本的に。そうしたら、それ以上のものを建てたいと言った民間の人には「絶対だめだ」と。そういう権限を区民の方々は、都市計画課あるいは区役所に差しあげるわけです。それで守らせる。だけど、いまの状況だと、日本全部どこでもそうですが、その地域のなかで「これで行くぞ」と、まとまらないんですよ。さっきのビデオにもあるけれども、5割くらいは、そうかもしれないけど5割くらいは反対だと。そのなかで5割できているんだから、区は何とかしろと言っても、彼らにそれだけの権限は法律上、与えられてないんです。だから、こういう地道な会をやって、地区計画なのか建築協定なのか、いわゆる単なるまちづくりルールなのか、その法律的な基準の度合いはいろいろあるので、8割ならこのくらいで行こう、9割ならこのくらいでいこう、もう10割なら絶対法律だとか、そういうことによって少しずつ変えていかないと。いまの日本の制度が悪いという問題と、その制度をその通りに区役所はやってないじゃないかという問題は、やっぱり分けて議論をして欲しい。僕の希望です。

- : 私は都道と区道との拡張のさきほどビデオで例に出た余丁町の都道の拡張のことが、その裏側に、うちの方は富久町の消防困難地域ですが、あの道路と富久町の間に、広さはよく知らないのですが、ゆくに消防活動できるような道路があるのですが、それとのつながりが、ほんの家2、3軒。もしどうせ拡張するのだったら、そういう考え方、区道と区道との隣接、消防困難地域とかそういうことを考えながら、有効な拡張方法を考えていただきたいと思います。以上です。
- ◎ : ありがとうございます。後半にみなさんで提案していくときに、いろいろな論点が出てきた方がよいかと思いますので、是非今まで発言なさっていない方でも勇気を持って。
- : いままで全体的に言えるんですが、もう時代の変わり目なんですよ。住宅が、先ほど課長が話してましたけど、世帯数よりも家屋の方が多くなったという。これはものすごい大きな歴史的な変換ですよ。新宿だけじゃなくて、全世界的に変わっているわけですが、その中でも特に新宿が変わり方が激しいと。10年後という今回のマスタープランですが、10年後はどうなるのか。変化を速度で言ったら、いま想像できないんじゃないかと思うんです。だから、まず将来のビジョンを描いて、それに基づいてやるという、先ほど条例やなんかを作るという意見もありましたが、将来に沿って条例を作ったらいいんじゃないかと。そういうアプローチをしようじゃないかと。それで、具体的にその1つとして、先ほどから高度の問題がありましたが、逆に細街路に言われているように、過密が多いわけですよ、新宿は。典型的な区として。80年かかるということですが、おそらく、ここにいらっしゃる方

は全員いらっしやらないと思うんです。だから、当面、条例とおっしゃいましたが、新宿区の建築において、いまはミニ開発ですね。わずか10m四方のところ3mくらい木造がどんどん建っているわけです。そういうニーズがある。新宿はそれほど魅力があるんです。それはものすごく良い面なんです、マイナス面が出て。それを何とか条例で、私はミニ開発少なくとも30坪以上の土地でないと家を建てられないと。でなかったら、どんどん細街路を作ってますよ、いまの現状は。ということ、私は言いたいです。

- ◎ : ありがとうございます。他にご意見ないでしょうか。
- : さきほど高度地区変更原案のご指摘ですが、質問ということではなく、前回報告させていただいたんですが、改めて議事録を読んでも、まとまりのない事ばかり言っていて反省しております。実際の高度地区変更原案に関して、いま現状がどうなっているのかということをご報告したいと思います。いま荒木町で40mに対して、70mの計画がされています。それから原町でも40mですが、100m以上の計画がされています。いま原町は景観審議会をされているようですが、前回のプレゼンテーションで景観は法律的に規制がないとか、強制力がないのでご協力いただける事業者には方針に従ってもらっていると、プレゼンテーションとしては面白かったのですが、現実にはそれに従う事業者はいないと思います。今回、その状態がほとんどザル化されたという形で、ほとんど実行性を持たないものに高度地区変更原案がなっていて、そういう形でいま計画中のものが建ってしまうと、既存不適格として認められてしまうので、ほとんど実行性のないものになっています。われわれが反対するも、ある意味、手も足も奪われていると、両手をもぎ取られている状態です。そういう意味で、議会にも陳情を繰り返しましたが、陳情者の前ではかなり建設的な意見を言われている議員の方も、別室の審議になると、とたんに意見が、態度が変わって、結局は議事録を見ていただけと分かりますが、われわれの陳情は採択されませんでした。そういう意味での行政による条例のザル化、議会の偽善、区長の腰砕け、そういう状況でほとんどこういう意味でマスタープランとかで議事麗句を並べても、実行性のあるものが作られるとは思われません。そういうのが現状です。
- ◎ : 私自身もマンション反対運動みたいなことをやっていたことがあるので、いまおっしゃっていることで、非常によく分かることももちろんあるんですけども。ただ、そのなかで都市マスタープランをとにかく作っておいて、少しでもきっかけ作りになったらいいんじゃないかな、と。もちろん他の地区計画などのいろんな手法も使わなくてはいけないと思うのですが、だから都市マス自身に意味がないというのは、ちょっとと思うんです。それはちょっと個人的な意見ですけども。他に何かご意見ないでしょうか。
- : いつも早退してしまって最後までいる機会が少ないので、今日は発言させていただきたいのですが、5ページの建築紛争から見たまちづくりというところで、生活環境の保全のところ3つほど出ていますけれど、こういったことは、すごく住民の立場では、マンションに新しく住民が入ってきたりすると、いろんなルールを作っても、それを徹底して分かってもらう、周知するってことがすごく難しいように思います。学校なんかに行っても、いろんな

地域の人達が1つの学校を選んで来れるようになってきているんですが、そこにもともとあったルールをいろんな方達に周知するってことはすごく難しく、それが外国の方とかの環境とか考え方の違いで全然、バカの壁じゃないですけど言っていることがお互い分からないような。住民サイドでそういう問題って結構たくさんあるような気がいつもしているんですけども。ここに書いてあるように、右側に、まちづくりのルールを作って、それで都市プランに入れてって、それが理想だと思って私も参加してるんですけども。実際にこのルールを作ったときに、ルールの内容を徹底して周知して、さっきこの中でもプラン・ドウ・シーという話が出ていたたのですが、プランは作っても、ドウをじゃあ誰がやるか、どうやるか、どういう風に周知するのか。それで、最後にシーまで評価して次のプランにつなげていくためにはどうしたらいいのか、それがこれなんでしょうけれども。実際に具体的に、それをじゃあどのようにやっていくのかとか、その辺は、まだまだ区の方から具体的な提言は見えてこないですね。前回の景観のところでも、うる覚えで申し訳ないですけど、歩く人にとってやさしい道路だったかな、まちづくりだったかな、そういう副テーマを掲げてやっていましたが、歩くというのはじゃあ誰が歩くのかとか、どういうことが優しいのかとか、そういう具体的なものがすごく見えにくい。プランがすごく漠然としていて、じゃあドウになったときには、このルールを誰が守らせて、守らない人にはどこまで言って…。例えば、日中は全然新宿にいないで、どうやって伝えていくのか、ゴミの出し方1つにしても、どうやって捨てたらいいか分からない人達にどうやって、新宿区のマンションに来たから区の住民になったわけですけども、区税を払う住民になった方達に区の中でのルールとか、いろんなことを教えていくのは誰なのか、どうやって教えていったらいいのかということまでちゃんと、例えば区役所の方達も新宿区に住んでいる方は少なかったですよ、一番最初の表のなかでは。それで、先ほどの24時間営業の問題があっても、それは簡単に住んでないから自分達が迷惑を被ってないから法律でこうですっていう形で断られてしまいますけれども、住民サイドでいろんな問題が出ているのを、きちんと区役所の方とかも区民のレベルまで下がって体験してみないと分からないと思うんですね。まちのなかを歩いて行っても、やっぱり見えてくる問題っていうのは自分の身の回りのことの方が多くて、話が長くなってきたので、最初に戻って、プラン・ドウ・シーのドウをちゃんとやっていくってことをもっと真剣に考えていくと、なかなか難しいものがあるなってことが先週と今回で分かったような感じなので、そこを何とかして行きたいなと思います。

- ◎ :ありがとうございました。そろそろ時間になってきましたけれども、ぜひまだ発言なさってない方、特にご意見いただければと思うのですが。いかがでしょうか。
- :さっき私自身は、曖昧な関係という感じだったことをはっきりして欲しいって話なんです、基本的に私は新宿区に大いに期待すると。それで、新宿区は地方分権のなかの先を行って欲しいと。だから区長も含めてみなさんに住民の本当の、われわれがある意味でみなさんに委託しているわけです、行政の権限を。主体はあくまでもわれわれですから。われわれが本当に委託しているのだから、そこを受け止めて区民のレベルにいまおっしゃっている

たように下がって、地域で何が起きているのかをきちっと吸い上げながら、それを確かに大きなマスタープランみたいな話で、一気に区のレベルの話にすぐわれわれのこの会議は行ってしまうわけですけども。実際はそうじゃないと思うんです。地元の小さな積み上げが、意外と大きなヒントを出すと思うんです。マンションについても、基本的に単純な敷地だけの話ではなく、あそこに寄りついてくる宅配便の車とかが交通渋滞を引き起こしたりいろいろあるわけです。そういうのは、住民は気づいているけれども、法律の外の話だから、すくい上げられないで、どこにも相談に行けなくて終わってしまう。そういうのは、本来、地域の地元の舞台である新宿区にあってはいけない話だと思うんですね。そういうことも含めて、この中ではきちっと積み上げられた議論の礎になって、それを大きく括る話と、条例なりきちっと細かく追っかけていく。それで、作る話までなかなか行かないんでしょうが、基本的な方針としてそれらを受け止めて行けるよって区として宣言していただければ、われわれももっともっと積極的に細かい話まで出せると思うんです。とにかく、いま何でもいいけれど、法律だ法律だってすぐに言われますよね。それは法律外であるとか、建築基準法の外であるとか、都市計画法の外であるって言って、実態と乖離するという話が、みなさんとっても不満なわけじゃない。だからそれを、そうじゃない方向にこの区民会議では探すんだってことを答えていただきたいと思いますが。

- ◎ : ちょっといいですか？しゃべっちゃって申し訳ない。今のご発言とこちらの女性のご発言とかなり共通している部分があると思うんです。それで、僕の考えは、結局新宿だけじゃなくて、とても都市計画やまちづくりの問題って多いですよね。つぎつぎ企業もいろいろなことを考えるから、問題は小さくはならない、どんどんどんどん大きくなる。そういう状況のなかで、行政も限られたメンバーと法律を遵守しなきゃいけないという立場と、住民の方はその問題がどんどん大きくなって住環境が悪くなるという問題のその真ん中のギャップがとても大きく広がるっていうのがありますよね。ですから、1つは行政がやらなければいけない都市計画マスタープランとか、あるいは都市計画マスタープランの地域版、7つになるのか10になるのかそれは分かりませんが、とにかくそれを作れば、それに基づいて行政はきちっとコントロールする。これは1つあるんです。しかし、それだけでは不十分だろうっていうのが、お二人の話。そして作ったあとに、ドウ・シーして、またローリングするわけですから、またプランに戻る。その仕組みは行政の中にはないではないかと、おっしゃる通りだと思います。それをどうやって作るかってことなんですよ。例えばいろいろなヨーロッパの事例とかを考えてみると、10地域で都市計画マスタープランを作るのであれば、それをきちっとプランを作るときには地域別だから10作る。そのあとのドウ・シーもその10地域別に何か代表の人達が任意の組織でもいいし、あるグループを作って認定をもらって、たいしたお金は出さなくても、ちゃんとまちをチェックして。そういう仕組みを作っていただいて、これはおかしいぞと。でもその人には権限がない。例えば駐車の問題にしても何にしても権限がない、交通管理者じゃないし。そういう時には、こちらにいつて来てもらうというように。なんかどこかで役割分担をして、その地域のなかのある組織とか団体と、

権限を持っている行政との良いネットワークを作らないと僕は無理だと思いますよ。そうでなければ、もっと職員増やして税金増やしていいですよ、って方向になる。そうじゃないでしょ、もっと小さな政府で、地域の人達も自分のまちについて愛情を持っているならば、何か毎日通勤通学のなかで変なことがあったならば、10地域の変な事務所でもいいんですよ、こんな学校でもいいんですよ。そこで1週間に1回だとか1ヶ月に1回だとか、その問題を抽出してそれを行政にきちっと言おうと。そのいわゆる1人1人の区民の方と区役所という大きな組織の間に中間的な何か組織とか仕組みを作らないと、きめ細やかなまちづくりとか対応はできないと思うんです。そういうのは、むしろ今回の新宿区民会議では第6分科会だったかな、その自治という組織をどう考えるかってところがメインにやっていますが、僕はやっぱりこちら側からも、むしろ、まちづくりとか都市計画、みどりとか住環境のレベルで、こういった組織を作りたいっていう風に提案をして、第6分科会とうまく兼ね合わせて提案すれば、より強固なものなるという風に思っているんで、これはまた次の提案のステップの段階で僕は力説して、いろいろな各国の事例をお話しますから、新宿のプロトタイプを作りましょう。

- : 地区協議会がいま動いているでしょ？
- ◎ : プランだけの組織じゃなく、そのあとのドウ・シーの機能を持たせるかどうかは、まだ区役所は決めてないと思うんです。だからこの班のなかで、いま地区協議会を先生がおっしゃられたような位置づけにして。
- ◎ : すべきだと思います。
- : 地域からの提案というように。
- ◎ : それは、みなさんが提案ということを。
- : じゃあ、提案は私がします。
- ◎ : してください。というようなことですいません。9時を過ぎてしまいましたが、前回は今回も感じたのは、やっぱり問題は多いじゃないかと言いたい気持ちはとても分かるのだけど、それもまた全部に答えるわけにもいかないし、答えられないというのが実態としてあるので、課題をきちっと出して行って、そのギャップのところをどう埋めるかにぜひ次からのステップとしていきたいと思いますので、ご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。じゃあ、よろしいですか。少し超過してしまいましたが、本日はこれで終了いたします。
- ▲ : それでは引き続きですけども、出来るところまで結構です。それは事務局の方でまとめて、次回提案いたします。ですので、場所がある程度出て、大体こんな感じというところまで、私どもが困らない範囲でまとめていただきたいと思います。まとめていただいた班から随時解散ということをお願い致します。